

島田市団体用バス運行事業

利用申込み及び利用上の注意事項

【 基本事項 】

(対 象 団 体) 町内会、老人会、子ども会、福祉団体、島田市体育協会、島田市文化協会及びその加盟団体並びにその他市長が認める団体

(運 行 範 囲) 島田市役所を中心に半径40km以内

(運 行 時 間) 午前9時(市役所発)から午後4時30分(市役所着)まで

(利用者負担) 無料

※ ただし有料道路使用料及び有料駐車場代は利用者負担です。

(利 用 定 員) 17人から28人

※ 高速道路及び藤枝バイパス(野田IC～内谷IC間)を利用する場合は、22人までです。(平成27年度から変更)

※ 6歳未満は、乗車できません。

※ 平成27年度から安全運行の観点から、定員は小学生が乗車する場合であっても座席数を上限とします。

(制 限 事 項) 17人未満の利用、営利目的、団体の活動目的に適さない場合、複数団体が参加する大会等に参加する場合の使用

【 仮予約・申込み 】

(申 込 方 法) 利用予定日を電話で仮予約

(利 用 決 定) 受付期間内に仮予約が重複した場合は、下記のとおり決定します

(1) 本年度の利用が少ない団体を優先

(2) 利用回数が変わらない場合は、裏面表に記載した日に資産活用課で抽選

※ 仮予約をしても利用できない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

※ 申込期間満了後でも空きがあれば利用の2週間前まで受付可能です。

(書類提出) 予約確定後、利用日の前々月の末日までに下記書類を提出

- ・団体用バス運行事業利用申込書
- ・団体用バス乗車名簿(氏名、住所、年齢記載)
- ・運行目的が分かる書類、目的地地図

(申込期間) 利用を予定している日の属する月の6ヶ月前から3ヶ月間

利用月	申込受付期間	抽選日
令和2年10月	令和2年4月～令和2年6月	令和2年7月3日(金)
令和2年11月	令和2年5月～令和2年7月	令和2年8月7日(金)
令和2年12月	令和2年6月～令和2年8月	令和2年9月4日(金)
令和3年1月	令和2年7月～令和2年9月	令和2年10月2日(金)
令和3年2月	令和2年8月～令和2年10月	令和2年11月6日(金)
令和3年3月	令和2年9月～令和2年11月	令和2年12月4日(金)
令和3年4月	令和2年10月～令和2年12月	令和3年1月8日(金)
令和3年5月	令和2年11月～令和3年1月	令和3年2月5日(金)
令和3年6月	令和2年12月～令和3年2月	令和3年3月5日(金)
令和3年7月	令和3年1月～令和3年3月	令和3年4月2日(金)
令和3年8月	令和3年2月～令和3年4月	令和3年5月7日(金)
令和3年9月	令和3年3月～令和3年5月	令和3年6月4日(金)

【 利用上の遵守事項 】

- ・車内を清潔に保つこと。
- ・車内で喫煙又は飲食をしないこと。
- ・引火物その他の危険物を持ち込まないこと。
- ・動物の類を持ち込まないこと。
- ・その他市長が特に指示したこと。
- ・目的地におけるバスの駐車場所は、利用団体で事前に確保してください。

担当課：島田市役所 資産活用課 庁舎管理担当

TEL 0547-36-7169